

平成30年

第16回福岡県教育委員会会議（定例会）会議録

日 時 平成30年9月6日（木）
開会14時00分 閉会14時54分

場 所 福岡県庁4階 教育委員会会議室

【議事等】

1 報告

- (1) 教育費予算に対する意見の申出について（9月補正分）
- (2) 条例の提案に対する意見の申出について

2 議事

- ・第32号議案 平成30年度教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況についての点検及び評価（平成29年度対象）について
- ・第33号議案 福岡県教育庁組織規則及び福岡県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- ・第34号議案 新研修体系に基づく福岡県教職員研修計画について

【内 容】

1 出席者

教育長：城戸秀明

委員：清家渉、久保田誠二、宮本美代子、前田恵理、木下比奈子

2 欠席者

なし

3 出席職員

副教育長 吉田法稔、教育監 長俊一、教育総務部長 辰田一郎、教育振興部長 木原茂、
総務企画課長 日高公德、財務課長 石橋裕次、施設課長 池松峰男、
文化財保護課長 河口靖志、高校教育課長 田中直喜、義務教育課長 一色潤貴、
特別支援教育課長 井手優二、人権・同和教育課長 木下尊雅、
体育スポーツ健康課長 寺崎雅巳、社会教育課長 谷本理佐 外

4 傍聴者等数

2名

5 議事録

【城戸教育長】

ただいまから第16回の教育委員会会議定例会を開催いたします。

傍聴の方に申し上げます。

受付で配付された「傍聴人の留意事項」を遵守し、会議進行の妨げにならないよう御協力をお願いします。

本日の案件につきましてはお手許に配付している資料のとおりでございます。

審議に入ります前に、非公開発議の有無を確認いたします。

本日の案件の中で、非公開で審議することが適当なものはございませんでしょうか。

< な し >

【城戸教育長】

発議がありませんので、本日の会議は公開とし、第32号議案、第33号議案、第34号議案、報告（1）、報告（2）の順に審議をすることとします。

それでは、第32号議案「平成30年度教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況についての点検及び評価（平成29年度対象）について」を日高総務企画課長お願いします。

○第32号議案 平成30年度教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況についての点検及び評価（平成29年度対象）について

【日高総務企画課長】

平成30年度教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況についての点検及び評価（平成29年度対象）について御説明させていただきます。

本点検評価は、効果的な教育行政の推進に資するとともに、教育行政の推進状況に関する県民の方への説明責任を果たすため、関係法令に基づき実施するものでございまして、今回で11回目となります。報告書の内容につきましては、概要版を含めまして、6月21日の教育委員協議会及び8月24日の教育委員会会議において御協議をいただいたところございまして、お手許にございます資料は8月24日にお示したもののから変更ございません。

続きまして、今後の予定につきましてですが、本日議決をいただけましたら、9月定例県議会に提出をいたしまして、会期中に開催されます文教委員会において報告する予定にしております。その後、県のホームページへの掲載や、県民情報センターでの閲覧提供をいたしまして、広く県民の方に公表することとしております。また、ホームページへの掲載等と併せまして、県立学校、出先機関、各市町村教育委員会、各校長会やPTA連合会などの関係機関等へも冊子の送付や周知依頼を行いまして、できるだけ多くの教育関係者の方々などに活用していただくように努めたいと考えております。

資料の説明は以上でございます。よろしく御審議をお願いします。

【城戸教育長】

説明は終わりました。今回は最終的に議案として御審議いただくものでございます。

御質問や御意見はございませんでしょうか。

【宮本委員】

指標についてなのですが、目標値として100%の達成率を目指すもの、全国平均を目指すもの、その他独自の数値を定めているものがあり、その設定の根拠がいまひとつ分かりにくいので、来年度はそういったことも含めて改善していただきたいと思いません。

【日高総務企画課長】

指標については、どのような経緯でその目標値が設定されているのか分かりやすいように工夫したいと思います。

【清家委員】

51ページの指標にあります「キャリア体験活動の実施」は保護者にとっても、生徒にとっても大事な項目であろうかと思いません。目標値100%に対して、現状値38.5%となっておりますが、現状値が低いのはなぜですか。

【田中高校教育課長】

従来は、民間企業等へのインターンシップの実績でカウントをしております、この数値が38.5%でございます。

今回、指標につきまして、企業へのインターンシップのほかに、自らの進路または職業観を養うような体験も含めるように指標を見直しており、そのため目標値を100%に設定しております。目標値の考え方と現状値の考え方が、今回は合っていないものでございます。

【前田委員】

村上先生から、77ページの(2)「全体の構成について」において、「第1の柱に28施策中18施策が含まれるなど、ややバランスを欠くような印象もあり、引き続き検討をお願いしたい。」との指摘がっており、ここの部分が今後の大きな課題なのかなと思ひながら読ませていただきました。

【日高総務企画課長】

施策の数について偏りがあるとの御指摘がありました、この施策の柱自体は県の総合計画に基づいて策定しております、どうしても教育委員会が担う部分が、子供達の教育に関わるものが多いということで第1の柱の「学力、体力、豊かな心」を育成する」が多くなっております。

所管事務の関係上、第1の柱の部分が多くなるのは致し方ないとは思いますが、次の総合計画が策定された際には、バランス等については可能な範囲で検討していきたいと思えます。

【木下委員】

52ページの「キャリア体験活動の実施」についてですが、キャリア体験といってもここに書いてあるように、講演を聴くということと、実際に生徒が企業に行きインターンシップや体験作業を行うというのは全く意味合いが違ふように思えます。

例えば就職率が高い高校であれば、現地に行き体験を行う意義が大きいと思えますが、ほぼ全員が進学を目指すような高校では、唐突に企業に行き職業体験をしたとしても生徒自身が意義を見出せないこともあるのではないかと思えますので、やはり使い分けが必要なのではないでしょうか。進学率の高い学校は、講演中心にして大学進学動機付けをするという意味を持たせ、また、就職率の高い学校は実際に色々なところで働く体験をするというように、きっちりと棲み分けをする必要があるのではないかと思えます。そうすると、現状値についてももう少し伸びてくるのではないかと思えます。

【田中高校教育課長】

木下委員の御指摘のとおりでございまして、今までは企業で仕事体験をするというところの数値が38.5%でございました。進学を中心に考えている学校について、講演だけで終わらせてしまうと、この指標の数値にカウントするのは難しいと思えますが、例えば1、2年生のときに職業や進路研究等に関する体験活動を経験して、その体験について総合的な学習の時間等で研究したり、レポートを書いたりするなどの体験的な活動を含めてカウントしたいと考えております。

【宮本委員】

31ページの「“新”教育宣言」を実施した小・中学校の割合」については、宣言だけであれば100%の達成は難しくないと思うのですが、問題は中身だと思えます。

32ページの成果に関する記載の最後に「…家庭教育に関する内容や基本的生活習慣づくりなどの講座を開催しました。」とありますが、具体的な内容について教えてください。

【谷本社会教育課長】

まず、「“新”家庭教育宣言」ですが、これは福岡県PTA連合会が中心となって、基本的生活習慣等を身に付けさせる運動でございまして、各学校で子供たちの課題等に依りて、例えば「早寝・早起き・朝ごはん運動」や「スマートフォンやSNSのルール

作り」といった取組を行うといったものです。各学校で取組内容に違いはあるのですが、実際に全ての学校でこのような活動が行われているということで今回100%となりました。そして、その下に記載がございます家庭教育支援チームについては、社会教育課の事業でございまして、地域の方と教育事務所の社会教育主事とがチームになりまして、公民館や子育て支援センターや学校等で基本的な生活習慣づくりの講演を行ったり、読み聞かせや親子クッキングを行ったりと色々な取組をやっておりまして、家庭教育支援の取組が各所の連携により進んでいますということです。一つの例しか記載していないため分かりにくかったかと思えますけれども、来年度は表現を工夫いたします。

【清家委員】

49ページの「特別支援学校医療的ケア体制整備事業の実施」について、看護職員の配置が14校に31人とあるのですが、この看護職員とは、養護教諭で看護師の免許を持っている職員ということなのでしょうか。

【井手特別支援教育課長】

いいえ。この事業のために別途新たに看護師を任用しております。

【城戸教育長】

他にはございませんでしょうか。

< な し >

【城戸教育長】

特にないようですので、本議案については可決いたします。

続きまして、第33号議案「福岡県教育庁組織規則及び福岡県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を日高総務企画課長お願いします。

○第33号議案 福岡県教育庁組織規則及び福岡県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について

【日高総務企画課長】

それでは引き続き、福岡県教育庁組織規則及び福岡県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について説明させていただきます。

<日高総務企画課長が資料に沿って説明>

【日高総務企画課長】

説明は以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

【城戸教育長】

説明は終わりました。御質問や御意見をお願いします。

< な し >

【城戸教育長】

特にないようですので、本議案については可決とします。

続きまして、第34号議案「新研修体系に基づく福岡県教職員研修計画について」を一色義務教育課長お願いします。

○第34号議案 新研修体系に基づく福岡県教職員研修計画について

【一色義務教育課長】

本日お手許に配付しました議案書により、新たな研修体系案を市町村立学校及び県立学校別に新旧対照表形式で示しております。それぞれ研修内容の案について、検討の経緯や見直しの基本的な考え方などを御説明させていただきます。

<一色義務教育課長が資料に沿って説明>

【一色義務援教育課長】

県といたしましては、新たな研修体系のもとで各先生方が主体的に、また効果的・効率的に資質能力を伸ばしていただけるよう平成31年度以降の研修運営を図ってまいります。本日、研修計画案について議決いただきましたら、本年度末までに新研修計画に基づく準備作業と周知を進めてまいります予定でございます。以上で説明を終わります。

【城戸教育長】

説明は終わりました。御質問や御意見をお願いします。

【久保田委員】

この研修計画の策定に当たっては、福岡県と似た都道府県の研修計画を参考にするということはありませんか。

【一色義務教育課長】

この研修計画の策定は平成29年4月の教育公務員特例法の改正に基づき、各都道府県で並行して行われているものでございまして、各都道府県の計画を参考にしながら作成する性質のものではございませんので、福岡県独自で策定を進めております。

ただ、どういったかたちで、教員研修を進めているかという情報収集は図っておりますので、そういった情報を踏まえて今回研修計画をまとめさせていただいております。

【宮本委員】

教職員の方に一番求められているのは授業をきちんとやるということだと思うのです。目次を見た限り、養護教諭や栄養教諭の研修はありますが、他の科目はありません。これらについては具体的な研修はあえてする必要はないということなのではないでしょうか。

【一色義務教育課長】

若年教員研修の中では、全ての科目の研修を行っております。

【宮本委員】

ということは、存在するけれども目次には入っていないということですね。

科目別に研修を行うとすれば、小学校は担任がすべての科目を担当し、中学校は科目が分かれる状況にある中で、小中学校を一緒に研修計画に入れ込んでうまくいくものなのではないでしょうか。システムとしては、小中学校は市町村立で、高校は県立だからということもあるのではないけれども、やはり小学校と中学校では教科の内容がずいぶん違うと思うのですが。

【一色義務教育課長】

まとめ方としては、設置者別という形で整理させていただいておりますが、小学校と中学校についてはそれぞれ独自のかたちで実施しております。

例えば、市町村（学校組合）立学校の基本研修計画案の1ページの実施日数の欄について御覧いただくと、校内研修ということで在籍校において授業研修等を行うこととなっておりますし、教育センターにおいて学校種別に分けての研修も実施しており、それぞれやり方や扱いは異なります。実際は小学校と中学校は別々になりますけれども、この研修計画では設置者ごとに提示させていただいております。

【前田委員】

先生方は、研修を受けながら上を目指していくのだと思います。今回、「経験年数に

応じた基本研修（新旧対照表）「県立」と「基本研修計画案教員育成指標」について示されていますが、この資料はどのように対応しているのでしょうか。また、「経験年数に応じた基本研修（新旧対照表）「県立」」の中に、エキスパート教員研修とあります。エキスパートとはどういう意味合いなのでしょう。基準はあるのですか。エキスパートになるための研修と思うのですが、教員はやはり地道に研修を積んでいかなければならないのでしょうか。例えば教諭から一気に校長になるということはないのですか。

【一色義務教育課長】

資料3ページや4ページを御覧いただくと、経験年数と育成指標の対応の表がございます。経験年数に応じてどのような資質・能力を身に付けるべきかを「◎」や「○」で標記しております。「◎」が特に身に付けるべき資質・能力であり、重点的に内容として取り扱っていくということになります。また、エキスパート教員研修については、5ページ目を御覧いただくと従来、初任研、経過2年研修、経過5年研修、中堅教諭等資質向上研修の他に、管理職員等に対する研修を行っております。しかしながら、一方では管理職にはならない熟年教員に対する研修の設定がなされておられません。そのため、このような熟年教員の能力を引き上げていくことも必要であるということで、今回新たにエキスパート研修を22年目に設定しております。ただし、これは基本研修でございますので、ここに記載されている研修以外の独自の研修も教育センター等で提供しておりますので、それらの研修を活用しながら資質向上を図るという取り組みも促しております。

【城戸教育長】

学校において役職に就かない先生方には、教科のエキスパートになっていただかないといけないので、このような研修を入れるということでございます。もちろん、これらの研修以外にもございますので、例えば教育センターでの自主的な研修に応募して参加するということもあります。ここに記載されているのはあくまでも基本研修であり、自主研修は別途設けられています。

【前田委員】

早めに一生懸命研修を受けて、早く校長になるというコースはないのですか。やはり一つひとつ研修を積み重ねていかないといけないのですか。

【比山教職員課課長補佐】

管理職試験等を行って、適切な人材を校長や教頭に登用するような取扱いにしておりますので、力のある教員については早い年齢で管理職になることも当然であろうかと

思います。

【城戸教育長】

研修を受けたということと、管理職にするかどうかというのは連動しません。管理職試験を受けられる年齢や経験年数さえ満たしていればよいというものです。

【宮本委員】

在職何年で教頭昇任試験が受けられるのですか。また、教頭経験が何年あれば校長昇任試験が受けられるのですか。

【比山教職員課課長補佐】

市町村立学校の教頭昇任試験は在職10年でございます。校長昇任試験は教頭在職2年で受験できます。

【城戸教育長】

受験資格はあったとしても、余程能力のある教員でなければなかなか任用にまでは至りません。

【前田委員】

6ページで、従来は11年目に社会体験研修が実施されていましたが、今回の研修計画ではなくなっています。これはどういう内容のもので、なぜなくなったのでしょうか。

【田中高校教育課長】

社会体験研修は10年目の研修を受けて、その翌年度に企業等で社会体験を行うということで実施しておりましたが、10年目研修の弾力化と学校内でのOJT化により削除となっております。また、費やす時間に対して効果が薄いというのも理由の一つです。

【城戸教育長】

人数は5、6人と少ないのですが、別途、3か月の長期に渡って民間企業で実務に就くという研修制度がございます。

【前田委員】

研修先にはどのような企業があるのですか。

【田中高校教育課長】

例えば、農業高校の教員であれば地元の農園であったり、その他にも百貨店などの研修先があります。

【城戸教育長】

普通科の教員であれば、場合によっては塾などもあります。

【前田委員】

基本研修以外に自己研鑽として自発的に受ける研修については、職員に対する評価として反映されるのですか。

【辰田教育総務部長】

たくさん研修を受ければよいということではなく、研修で学んだことを日々の業務の中にフィードバックできないと評価にはなりません。

【城戸教育長】

研修歴は職員調書にも記載できるようになっておりますので、職員が自己アピールをすることはできます。

【木下教育委員】

職員が研修に行きたいとの申し出をした場合、校長は許可するのですか。

【辰田教育総務部長】

校務に支障がなければ許可します。

【城戸教育長】

他にはございませんでしょうか。

< な し >

【城戸教育長】

特にないようですので、本議案については可決といたします。

続きまして、報告（１）「教育費予算に対する意見の申出について（９月補正分）」を石橋財務課長お願いします。

○報告（１） 教育費予算に対する意見の申出について（９月補正分）

【石橋財務課長】

知事に対します教育費予算に対する意見の申出について御報告し、承認を求めますのでございます。

<石橋財務課長が資料に沿って説明>

【石橋財務課長】

以上が、教育委員会所管分の9月補正予算案でございます。承認をいただきますようよろしくお願いいたします。

【城戸教育長】

説明は終わりました。御質問や御意見をお願いします。

【宮本委員】

ブロック塀の撤去や補修について、小中学校分の予算が計上されていないのですが、これは各市町村が賄うということですか。

【石橋財務課長】

小中学校は市町村の所管となりますので、市町村が補正予算や来年度の当初予算で、国の補助金を活用して対応されるものと思われま。

【城戸教育長】

他にはございませんでしょうか。

< な し >

【城戸教育長】

特にないようですので、本議案については承認いたします。

続きまして、報告(2)「条例の提案に対する意見の申出について」を池松施設課長お願いします。

○報告(2) 条例の提案に対する意見の申出について

【池松施設課長】

条例の提案に対します意見の申出についてでございます。

< 池松施設課長が資料に沿って説明 >

【池松施設課長】

説明は以上でございます。御承認をお願いいたします。

【城戸教育長】

説明は終わりました。御質問や御意見をお願いします。

< な し >

【城戸教育長】

特にないようですので、本議案については承認いたします。
以上で本日の会議を終了します。

(1 4 : 5 4)